(10) 専　決　処　分　書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、鳥取県地球温暖化対策条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成26年１月31日

鳥取県知事　　平　　井　　伸　　治

鳥取県地球温暖化対策条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

（鳥取県地球温暖化対策条例の一部改正）

第１条　鳥取県地球温暖化対策条例（平成21年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　　正　　後	改　　正　　前

（省エネルギー型機器の使用） 第17条　電気、ガスその他のエネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第２条第１項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）を消費する機械器具等（以下「電気機器等」という。）を使用する者は、エネルギーの消費量との対比における性能（以下「省エネルギー性能」という。）がより高いものを使用するよう努めるものとする。	（省エネルギー型機器の使用） 第17条　電気、ガスその他のエネルギー（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第２条第１項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）を消費する機械器具等（以下「電気機器等」という。）を使用する者は、エネルギーの消費量との対比における性能（以下「省エネルギー性能」という。）がより高いものを使用するよう努めるものとする。
附　則 （施行期日） １　この条例は、平成21年６月１日から施行する。ただし、第３章、第６章及び第22条の規定は、平成22年４月１日から施行する。 （エンジン停止条例の廃止） ２　略	附　則 （施行期日） １　この条例は、平成21年６月１日から施行する。ただし、第３章、第６章、第22条及び附則第３項の規定は、平成22年４月１日から施行する。 （エンジン停止条例の廃止） ２　略

	（適用） ３　第19条の規定は、平成22年４月１日以後にエネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第１項の規定による届出が提出される新築等について適用する。
（エンジン停止条例の廃止に係る経過措置） ３　略 ４　略 （検討） ５　略	（エンジン停止条例の廃止に係る経過措置） ４　略 ５　略 （検討） ６　略

（鳥取県手数料徴収条例の一部改正）

第２条　鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　　正　　後	改　　正　　前

（手数料の徴収）

第２条　次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

（１）～（315の４）　略

（315の５）　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第54条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第２項の規定により建築基準法第６条第１項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第３の１の項に定める金額を加算した額）

ア　次の（ア）から（ウ）までに掲げる部分を全て有する建築物

（手数料の徴収）

第２条　次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

（１）～（315の４）　略

（315の５）　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第54条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第２項の規定により建築基準法第６条第１項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第３の１の項に定める金額を加算した額）

ア　次の（ア）から（ウ）までに掲げる部分を全て有する建築物

全体に係るもの　次の(ア)から(ウ)までに定める額を合計した額

(ア)　住宅の用に供する部分（共同住宅の共用部分（住人が共同で使用する部分をいう。以下同じ。）を除く。）

次の表の左欄に掲げる住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	適合証（低炭素化促進法第54条第１項各号に掲げる基準に適合することを証する書類であって、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第１項に規定する登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関のうち知事が定めるものが交付したものをいう。以下同じ。）の添付がない場合	適合証の添付がある場合
略		

(イ)・(ウ)　略

イ～エ　略

(315の６)～(328)　略

全体に係るもの　次の(ア)から(ウ)までに定める額を合計した額

(ア)　住宅の用に供する部分（共同住宅の共用部分（住人が共同で使用する部分をいう。以下同じ。）を除く。）

次の表の左欄に掲げる住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	適合証（低炭素化促進法第54条第１項各号に掲げる基準に適合することを証する書類であって、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第１項に規定する登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関のうち知事が定めるものが交付したものをいう。以下同じ。）の添付がない場合	適合証の添付がある場合
略		

(イ)・(ウ)　略

イ～エ　略

(315の６)～(328)　略

２　略	２　略

附　則

この条例は、平成26年４月１日から施行する。